

平成29年
4月から

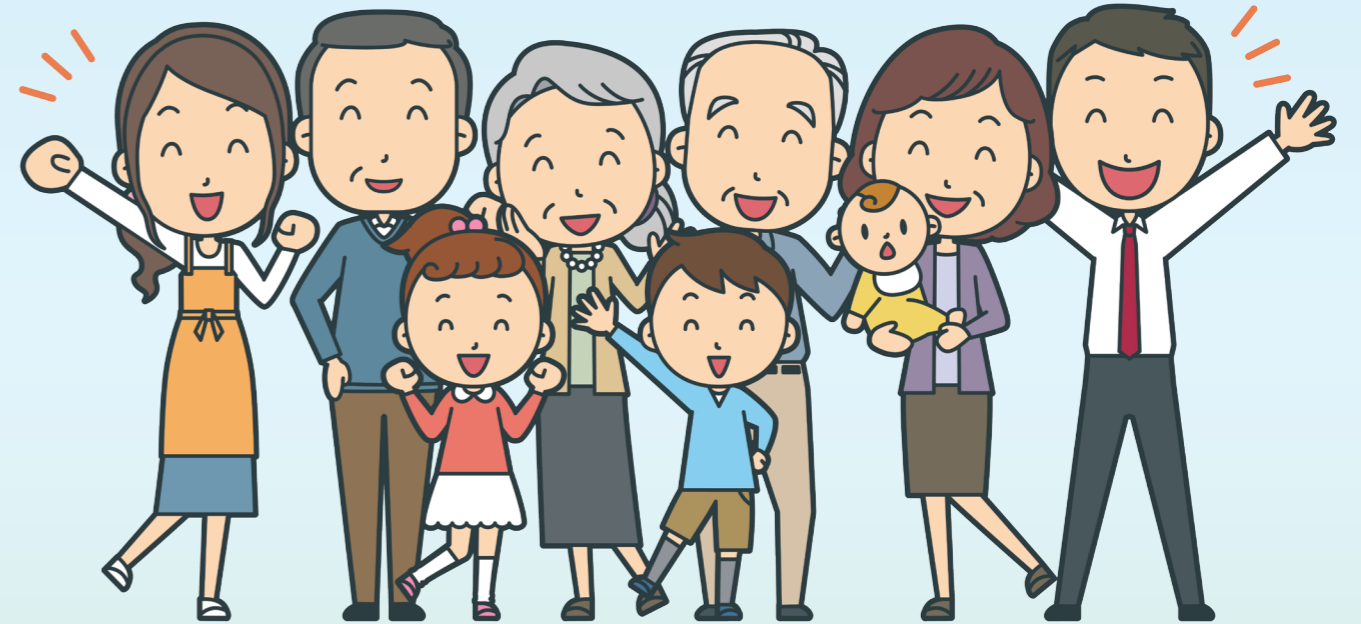
申請の代行を依頼したい場合は指定居宅介護支援事業所におたずねください

地区	事業者名	電話番号
伊万里地区	ケアマネージメントわかた	22-0888
	ケアプランセンター グランパランいまり	20-4517
大坪・立花地区	ケアマネージメントセンター山口病院	23-5255
	長生園ケアマネージメントサービス	22-3115
	全労済在宅介護サービスセンターいまり	20-4078
	ぽっかぽか・ハートケア伊万里	23-5050
	居宅介護支援事業所あおぞら	20-4177
	ニチイケアセンターいすい	20-9081
	向陽	25-9110
	居宅介護支援事業所 口石病院	23-2504
大川内地区	ふくふくの里ケアプランサービス	20-9050
黒川地区	居宅介護支援事業所 敬愛園	27-2135
	医療法人 二期会 小島病院居宅介護支援事業所	27-2121
波多津地区	医療法人 小島医院居宅介護支援センター	25-1000
松浦地区	ケアサポートのぞみ	26-3241
大川地区	老人在宅介護支援センター・ユートピア居宅介護支援事業所	20-8008
	謙仁会居宅介護支援事業所	24-9388
二里地区	瑠璃光苑	21-0111
	居宅介護支援事業所ウェルネス伊万里	23-1815
	ケアサポートこころ	20-4558
	居宅介護支援事業所アイケア	22-8888
山代地区	西光苑 居宅介護支援事業所	28-4878

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります!

伊万里市

「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」は、介護予防のために市町村が実施する事業です。この事業では、65歳以上の人は介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスを利用できます。また、これまで介護保険で行っていた要支援1・要支援2の人向けの介護予防サービスの一部も総合事業に移行します。高齢になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、積極的に介護予防に取り組みましょう。



仲間づくり・健康づくりの輪を広げて一緒に介護予防をしていきましょう

【老人クラブ】

仲間づくりを基本に、生きがいづくり、健康づくり、地域づくりをめざして活動を行っています。仲間と会って、話をし、体を動かす!自分の好きな、興味のある活動に参加して、楽しみながら健康と長寿に結び付けましょう。

問合せ先: 伊万里市老人クラブ連合会
電話 22-7108

【シルバー人材センター】

長年培われた知識と経験を活かしませんか。網戸や障子の張り替え、公園清掃、家事手伝いや植木の剪定、草刈、宛名書きなど、さまざまな仕事があります。働く意欲のある方を募集しています。

問合せ先: 伊万里市シルバー人材センター
電話 23-3471

【老人福祉センター・老人憩の家(大川・山代・波多津)】

60歳以上の方が利用できる施設です。カラオケや手芸、ゲートボールなど、地域の高齢者のみなさんの生きがいづくり、健康づくり、レクリエーションのための施設として一日ゆっくり仲間と交流しながら過ごしていただく空間を提供しています。各施設で実施している事業が違いますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先: 老人福祉センター 電話22-7108 大川老人憩の家 電話29-2051
山代老人憩の家 電話28-4152 波多津老人憩の家 電話25-0890

介護保険法の理念

○第1条(目的)では、介護サービスを提供する目的を「(要介護状態の者が) **尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」と規定しています。

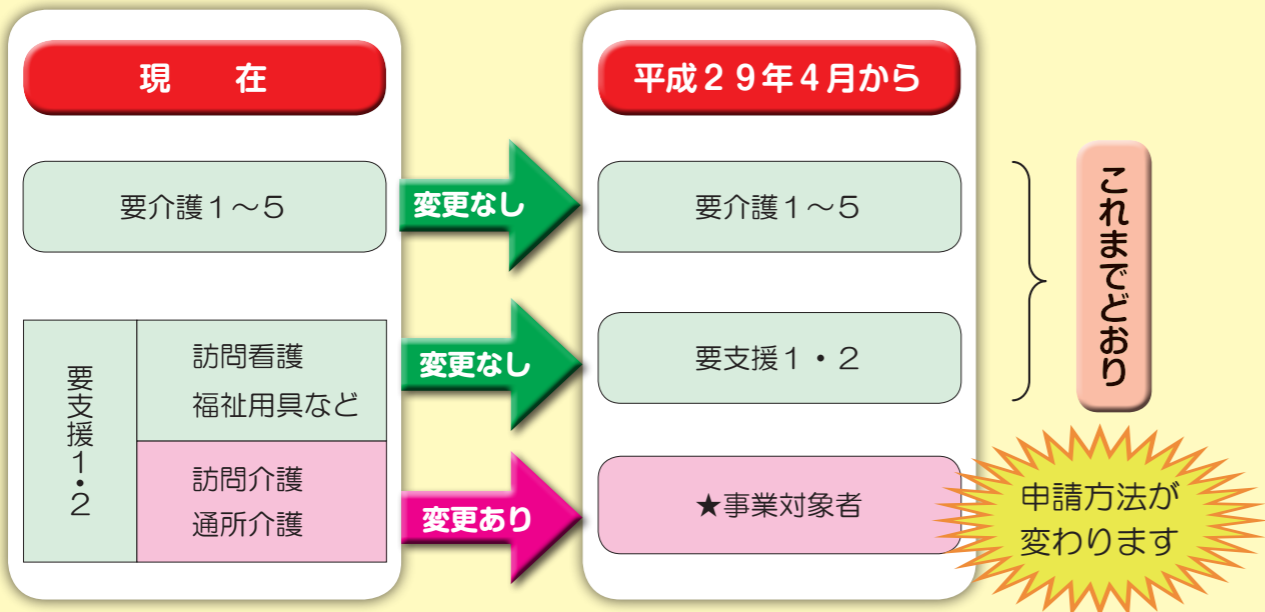
○第4条第1項(国民の努力及び義務)では、「国民は、**自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに**、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする。**」と示されています。

相談は、伊万里市 市民部 長寿社会課 へ

- 高齢福祉・介護認定係 電話0955-23-2162
- 地域包括支援センター 電話0955-23-2155



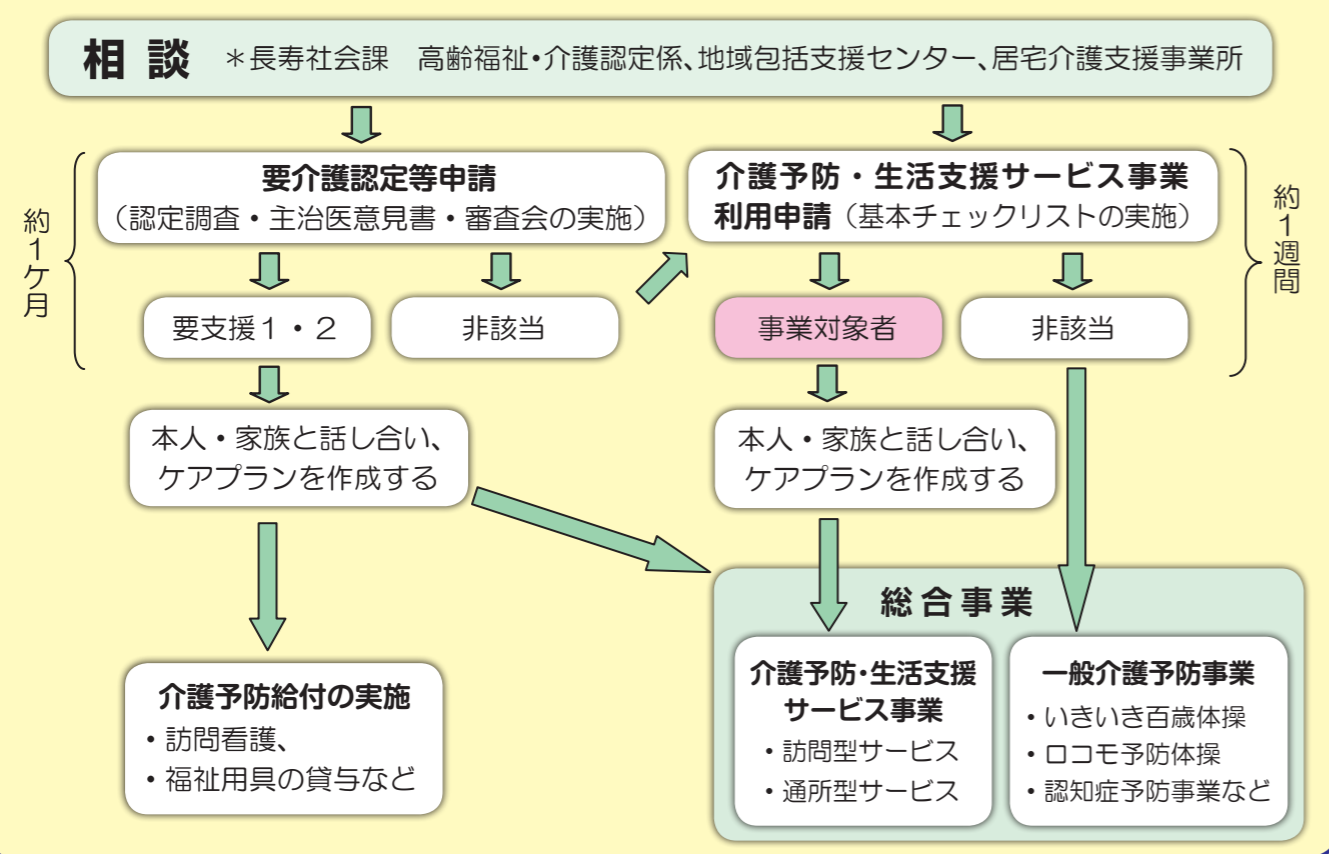
要介護認定状態区分に「事業対象者」が追加されます



★事業対象者とは・・・

基本チェックリストを実施して、基準に該当した方が「事業対象者」となります。要介護（支援）認定を受ける必要はありません。また、認定期限もありません。ただし、訪問看護、福祉用具などを希望する場合は、要介護（要支援）認定の申請が必要です。

『事業対象者』の申請方法は次のとおりです



介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用して健康寿命をのばしましょう

●介護予防・生活支援サービス事業

【訪問型サービス】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理や掃除等の生活援助や生活機能向上のための支援を行います。

☆訪問介護相当サービス

自己負担額	1割の場合	2割の場合
週1回程度	1,168円/月	2,336円/月
週2回程度	2,335円/月	4,670円/月
週3回程度	3,704円/月	7,408円/月

現在利用している訪問介護と同様のサービスを受けることができます

【別途初回加算 200円(400円)/月ほかあり】

【通所型サービス】

通所の介護施設等で、生活行為向上のための支援や運動器の機能向上のための支援を行います。

☆通所介護相当サービス

自己負担額	1割の場合	2割の場合
週1回程度	1,647円/月	3,294円/月
週2回程度	3,377円/月	6,754円/月

現在利用している通所介護と同様のサービスを受けることができます

【別途、運動器機能向上加算 225円(450円)/月ほかあり】

☆通所型サービスC (短期集中サービス)

自己負担額	500円/回 (週1回程度)
-------	----------------

※保健・医療の専門職員が機能低下の状況に応じて期間を決めて集中的にADL（日常生活動作）等の改善に向けて支援を行う予防サービスです。



●一般介護予防事業

一般介護予防は人と人とのつながりを通じて健康を保持し、生きがい・役割をもって生活できる地域づくりを推進していくことを目的としています。だれでも利用できますので積極的に参加してみましょう。



事業(教室)名	内容
いきいき百歳体操	0kg～2.2kgまで10段階に調整できる重りを使った筋力体操をします(地域住民が主体となって取り組む活動を支援しています)
ロコモ予防体操教室	運動機能の向上が必要な人を対象に6か月間、運動施設を利用して体操をします
気功教室	気功により自分のペースで体を動かす体操です
たっしゃか体操教室	ご当地(たっしゃか)体操やリズム体操で健康づくりをしています
いきいき脳の健康教室	読み書き・計算など6か月間学習する脳のトレーニング教室です
生きがいづくり講座	陶芸・手芸・園芸といった趣味の教室です

その他、健康体操教室やトリム体操などいろいろありますのでお気軽にご参加ください